平成２６年（フ）第２４号
高知県高岡郡佐川町黒原487番地
債務者　三本留美子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第２５５号
大分県別府市上野口町23番25号　植田アパート
債務者　吹田　博美
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２６６号
大分市大字宮崎1385番地の１　コーポ長岡602
債務者　高橋　和子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１７６号
福井県鯖江市糺町第21号３番地８
債務者　牧野やえ子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０６号
福井市上森田１丁目613番地　Ｊ・ラミーコ301
債務者　八木　賜恵
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０７号
福井県鯖江市御幸町２丁目１番２号
債務者　安田　義浩
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０９号
福井県丹生郡越前町気比庄第２号８番地４
債務者　大前亜希子（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３５号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津4025、住民票上の住所山梨県南都留郡忍野村忍草968番地３
債務者　宮下　義範
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第３４号
兵庫県たつの市揖西町小神513番地２
債務者　安原　奈々
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第１７６号
和歌山県岩出市金池390－１　グリーンヒル武友Ⅱ708号、住民票上の住所和歌山県紀の川市貴志川町北山683番地21
債務者　網代　義治
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２４３号
和歌山市西庄308番地の10、住民票上の住所和歌山市加太2201番地の178
債務者　大江ひとみ
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２５１号
和歌山県紀の川市粉河4801番地106
債務者　村長真奈美（旧姓上西）
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２５２号
和歌山市南出島60－１　グランファーム202、住民票上の住所和歌山市杭ノ瀬255番地の41
債務者　巽　　京子（旧姓藤野）
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２５９号
和歌山市松江北２丁目10番18号
債務者　徳永　敏之
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５１号
山口県岩国市由宇町南５丁目11番18号
債務者　佐々木義則
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第５８号
山口県柳井市伊陸1973番地
債務者　山近　　達
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第２０８号
神戸市北区有野中町２丁目18番12号　アジュール北六甲301号、住民票上の住所神戸市北区藤原台南町３丁目９番12号
債務者　内海　春美
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部